

岩石採取計画認可申請書 作成の手引き

令和7年4月

栃木県産業労働観光部工業振興課鉦政担当

目 次

第 1	総則	1 頁
第 2	岩石採取計画の認可申請手続き	2 頁
第 3	岩石採取計画認可申請書の記載方法	2 頁
1	採取場の区域	
(1)	採取場の所在地	
(2)	採取場の用途区分ごとの面積等	
2	岩石の種類及び数量	4 頁
3	採取の期間	
4	岩石の採取の方法及び設備等に関する事項	5 頁
(1)	採取の方法	
(2)	採掘用機械及び設備	
(3)	火薬の使用	
(4)	破碎・選別（洗浄を含む。）	
(5)	原石、製品及び廃土等の運搬の方法	
5	岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項	8 頁
(1)	採取場に隣接する公共の用に供する施設又は建物	
(2)	岩石採取に伴い予想される災害の態様、範囲及び防止のための措置	
6	岩石の賦存の状況	11 頁
7	採取する岩石の用途	
8	廃土又は廃石の堆積の方法	
9	採取場の埋立て等に関する事項	12 頁
10	その他	
11	最終的な採掘終了時の採取跡の措置	13 頁
第 4	関係書類	14 頁
1	連帯保証書（採石要綱第 2 条第 2 項）	
2	位置図（施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 1 号）	
3	見取図（施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 2 号）	
4	実測平面図（施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 3 号）	
5	実測縦断面図及び実測横断面図（施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 4 号）	15 頁
6	採石業者の登録を受けていることを示す書面（施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 5 号）	
7	監督計画書（施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 6 号）	
8	岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面（施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 7 号）	17 頁

9	関係法令の処分関係書面（施行規則第8条の15第2項第8号）	18 頁
10	岩石の運搬経路図（施行規則第8条の15第2項第9号）	
11	採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面 （施行規則第8条の15第2項第10号）	
12	土壤汚染対策法等環境関係法令により届出をした施設等の届出書の写し （採石要綱第4条第4号ア）	19 頁
13	公図の写し（採石要綱第4条第4号イ）	
14	排水処理の方法を明らかにした書面（採石要綱第4条第4号ウ）	20 頁
15	取水及び放流に係る水利権者等の同意書（採石要綱第4条第4号エ）	
16	公共施設の管理者の同意書（採石要綱第4条第4号エ）	
17	埋土の確保状況及び運搬経路を示す書面（土砂要綱第3条第2項第2号）	
18	掘下がり採掘に必要な事項を記載した書面（採石要綱第4条第4号オ）	21 頁
19	要検査土砂等により埋立て等を行う場合に必要事項を記載した書面	
20	大谷石採取に伴う誓約書（採石要綱第4条第4号カ）	22 頁
21	その他参考となる事項を記載した書面（採石要綱第4条第4号キ）	
第5	よくある質問と答え	23 頁
第6	提出書類確認表	29 頁

第 1 総則

1 岩石採取に当たってのお願い

採石法は、岩石の採取に伴う災害の防止を目的として制定され、採取に当たって、知事が認可した採取計画に従って行う旨が定められています。

採取計画の作成において守るべき基準として、採石技術指導基準書に定める基準がありますが、これらの定めは最小限の規制にすぎず、状況に応じこれらの基準を上回る措置を講じることが望ましいとされています。

事業者の皆様におかれましては、災害や事故のない安全な岩石採取の実現に向け、業務管理者を中心に、経営者及び従業員一丸となって技能向上に努めるとともに、日頃からよく岩石採取場を把握し、採取場の実態に即した適切な採取計画を立案されますようお願いします。

また、採石業が地域に根ざした地場産業であることを踏まえ、採取計画の申請に当たっては、隣接土地所有者ほか近隣住民等との十分な調整を図ることとし、採取開始後も地域の生活環境等に配慮した円滑な施工に協力願います。

2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、次のとおりです。

法—採石法（昭和 25 年法律第 291 号）

施行規則—採石法施行規則（昭和 26 年通商産業省令第 6 号）

採石要綱—栃木県岩石採取計画認可事務取扱要綱

軽微基準—岩石の採取計画の軽微な変更に該当する事項を定める基準

土砂要綱—栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱

3 作成方法

(1) 用紙サイズ

日本産業規格 A 4 版で作成してください。図面等については、縮尺に応じ適宜見やすい大ききさで作成してください。

(2) 図面関係

明瞭性を損なわない範囲で図面を兼用することもできます。この場合、図面名称を併記し、兼用していることが分かるようにしてください。

また、採取区域及び搬出入路については、分かりやすいように着色してください。

4 端数処理について

求積計算において、計算の結果、端数が生ずる場合には、最終の合計の数字において小数点第 1 位を四捨五入して整数とする等、合理的な方法で処理してください。計算過程については、図面又は計算書において明記願います。

5 その他

書類審査と並行し、申請地等の現地調査を実施します。

書類審査や現地調査の結果、適正な許認可事務を遂行するために必要と判断される場合は、本手引きに定めのない書類であってもその提出を求めることがあります。

第2 岩石採取計画の認可申請手続き

- 申請手続き及び申請に係る手数料納付方法については、県 HP「紙申請・キャッシュレス決済説明資料（砂利・採石）」を参考にしてください。

第3 採取計画認可申請書の記載方法

- 「日付欄」には申請年月日を記入すること。
- 「住所」、「氏名又は名称及び法人にあっては、代表者の氏名」、「登録年月日」及び「登録番号」欄については、採石業者登録通知書の内容を記入すること。変更通知がある場合は、変更後の内容を記入すること。

〔記入例〕

証紙貼り付け位置 (電子収納の場合は 証紙貼り付け不要)	採取計画認可申請書	〇年〇月〇日
栃木県知事 様	電話番号	
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
氏名又は名称及び法人に あつては、代表者の氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
登 録 年 月 日	昭和〇〇年〇月〇日	
登 録 番 号	登録第〇〇号	
採石法第 33 条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。		

1 採取場の区域

(1) 採取場の所在地

ア 採取予定地を記入すること。予定地が2筆以上ある場合には、「代表地番ほか〇〇筆」と記入すること。

代表地番は、申請者の選択に委ねるので、経営上適当と思われるものを記入すること。

イ 表には、地番の若い順に、全ての筆を記載すること。表が足りない場合は、別紙に記入すること。

〔記入例〕

〇〇郡△△町大字□□字×× 1 2 3 4 番 ほか 9 筆 (下表のとおり)

地名・地番	地 目	公簿面積	所有者名	備 考
△△町大字□□字×× 1 2 3 4	山林	2, 3 4 5 m ²	〇〇〇〇	
〃 1 2 3 5	山林	1, 2 3 4 m ²	亡 〇〇〇〇	相続人 〇〇〇〇、 〇〇〇〇

(2) 採取場の用途区分ごとの面積等

ア 採取区域

実際に岩石等を採掘する区域の面積を記入すること。

イ 保全区域

残置森林ほか隣地との間に確保している一定の区域の面積を記入すること。

ウ 破碎・選別施設 (洗浄を含む。)

破碎・選別・洗浄施設 (プラント) の設置に必要な区域の面積を記入すること。

エ 調整・沈殿池

岩石の採取に伴う土砂流出防止のために設置する沈砂池、汚濁水の処理のために設置する沈殿池、森林法上の調整池の面積を記入すること。

オ 堆積場

廃土石及び脱水ケーキを堆積するための区域の面積を記入すること。

カ 掘下がり等に伴う埋立て等区域

掘下がり採掘を実施する区域の面積を記入すること。

キ その他

「その他」の欄には、直接岩石採取に使用する施設以外の施設等 (事務所、従業員休憩所等) の面積を記載し、「備考」欄に該当施設の名称を記載すること。

また、やむを得ない理由により、区域の一部が他の区域と重複する場合は、備考欄に「〇〇と重複」と記載すること。

〔記入例〕

用途区分	面 積	備 考
採取区域	200, 000 m ²	
保全区域	80, 000 m ²	
破碎・選別施設 (洗浄を含む。)	50, 000 m ²	
調整・沈殿池	10, 000 m ²	
堆積場	30, 000 m ²	破碎・選別施設と重複
掘下がり等に伴う埋立て等区域	5, 000 m ²	

その他	10,000 m ²	事務所、休憩所
合計	370,000 m ²	

2 岩石の種類及び数量

(1) 岩石名

採石法第2条に定める岩石名を記入すること。通称が存在する場合は、その名称とともに記入すること。

(2) 採取数量

採取された岩石のうち、製品となるものの数量を記入すること。

(3) 廃土石量

採取された岩石のうち、製品化が困難なズリ・コッパ等の数量を記入すること。

(4) 総採掘量

採取された岩石の数量（採取数量＋廃土石量＝総採掘量）を記入すること。

認可書には、総採掘量が採取予定量として記載される。そのため、廃土石に区分された岩石であっても、造成工事等で使用する需要者の求めに応じ、場外搬出すること自体は差し支えない。

〔記入例(砕石)〕

単位：t

岩石名	採取数量	廃土石量	総採掘量
砂岩	600,000	100,000	700,000
粘板岩	300,000	50,000	350,000
計	900,000	150,000	1,050,000

〔記入例(石材)〕

単位：t

岩石名	採取数量	廃土石量	総採掘量
凝灰岩（大谷石）	2,700	300	3,000
石英安山岩質溶結 凝灰岩（芦野石）	2,700	300	3,000
計	5,400	300	6,000

3 採取の期間

今回計画している採取の期間を記入すること。

現在稼働している岩石採取場の認可を更新する目的で申請を行う場合、継続して認可を受けられるよう、前回認可期間の満了日の2月以上前を目安に申請すること。

採取の期間は、団体加入の有無、立入検査結果、過去の処分歴等により異なるので、申請前に工業振興課鉱政担当に相談すること。

岩石採取計画の認可に関する基準（抜粋）

★基本年数

砕石組合加入者：5年

陸砂利組合加入者：4年

その他：3年

★優良事業者（直近立入検査結果が全て「適」であること）

基本年数＋1年

★既に1年延長を受けている優良事業者

基本年数＋1年＋1年

※認可期間の最大は、7年となります。

〔記入例〕

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで

4 岩石の採取の方法及び設備等に関する事項

(1) 採取の方法

ア 方法の区分

露天掘り採取に当たっては、「階段堀」を選択すること。

坑内採取に当たっては、「残柱式」又は「柱房式」のいずれかを選択すること。

イ 掘下がり採掘の有無

有無のいずれかを選択し、有の場合「基準標高及び掘下がりの深さ」を記入すること。

〔記入例〕

基準標高 前面道路 100m

掘下がりの深さ 基準標高より 10m

ウ 採取の方法

表土の先行除去から最終残壁の形成に至るまでの岩石採取の全過程において、どのような採取を行うのか具体的に説明すること。必要に応じ採掘方法を示す図面を添付すること。

〔記入例〕

- 岩石の採掘に先行し表土及び風化物の除去作業を行い、端頂から10m以上の範囲において安全な法面傾斜となる40度程度の勾配を形成する。
- 階段採掘法を採用し、上部より順次採掘を進め、高さ15m以下毎に2mの小段を設ける。（別紙採掘企画図参照）
- 表土層・風化岩はバックホーを用いて剥土し、その下層部に存在する砂岩層はブルドーザーによるリッパ工法により起砕する。重機による起砕が困難な固い岩盤については、火薬を使用する。
- 採掘が終了次第、順次、法面及び小段を緑化する。
- 採取に当たっては、常に採石技術指導基準書（平成15年版）を参照し、これを基本としつつも、地質の状況に応じ、更に進んだ災害防止対策を講じる。

エ オープンシュートの実施の有無と災害防止の方法

実施の有無のいずれかを選択し、有の場合、「(イ)災害防止の方法」を記入すること。

採石法に定める災害のほか、労働災害事故防止対策についても記入すること。

〔記入例〕

(ア) 実施の有無 ☒ 有 ・ 無

(イ) 災害防止の方法

- 飛石防止のため、公道や民家から 300m離れた場所で実施する。
- 岩石片の飛散防止のため金網を張る。
- 重機の転落防止のため、一山残しを遵守する。
- オープンシュート実施時には、従業員携行のトランシーバーにより、注意喚起を行い、上下作業の禁止を徹底する。

(2) 採掘用機械及び設備

〔記入例〕

名 称	型式出力	規格容量	台数	用 途
ブルドーザー	△△ ○○PS	○○m ³	1	起砕
油圧ショベル	△△ ○○PS	○○m ³	1	掘削・積込
ホイールローダー	△△ ○○PS	○○m ³	1	掘削・積込
ダンプトラック	△△ ○○PS	○○ t	1	運搬

(3) 火薬の使用

使用の有無のいずれかを選択し、有の場合、「イ 使用する場合の種別及び年間使用量」を記入するとともに、発破規格図を添付すること。

〔記入例〕

ア 火薬の使用の有無 ☒ 有 ・ 無

イ 使用する場合の種別及び年間使用量

種類	爆薬	火薬	工業雷管	電気雷管
使用予定量	45,000 kg	kg	個	15,000 個

(4) 破碎・選別（洗浄を含む。）

ア 設備

名 称	型式出力	規格容量（日能力）	台数	用 途
原料ホッパー	○×○×○	m ³ （○○ t/日）	1	供給
ジョークラッシャー	△△ ○○Kw	○○ t/日（○○ t/h）	1	破碎
コーンクラッシャー	△△ ○○Kw	○○ t/日（○○ t/h）	1	破碎
スクリーン	△△ ○○Kw	○○ t/日（○○ t/h）	1	選別

ロッドミル	△△ ○○Kw	○○ t/日 (○○ t/h)	1	破碎
分級機	△△ ○○Kw	○○ t/日 (○○ t/h)	1	選別

イ 水洗用水の確保及び処理方法（洗浄を行う場合）

「循環」を選択し、「洗浄水の使用量及び取水方法」を記入すること。

〔記入例〕

用水の循環使用・排出の別 循環 ・ 排出
 洗浄水の使用量及び取水方法 1, 200 m³/日

取水源	地下水	循環水	その他	計
利用率	%	100%	%	100%

ウ 配置及び系統

平面図及び系統図を添付すること。

〔記入例〕

別紙平面図及び系統図参照

(5) 原石、製品及び廃土等の運搬の方法

ア 国・県道に至る運搬経路

岩石の採掘箇所又は破碎・選別施設から場内道路を経由して、国・県道に至るまでの経路を説明するとともに、国・県道へ至る運搬経路図を添付すること。

〔記入例〕

製品運搬車は、製品を積み込んだ後、場内道路を走行し、台貫で計量後、タイヤ洗い場での洗浄を経て、国道 293 号線に接続する。

イ 車両による運搬

区分		原土石運搬	製品運搬	廃土又は廃石等運搬
運搬車の種類台数	自己所有車	種類 32 t 積 ○台 46 t 積 ○台 56 t 積 ○台	種類 10 t 車 ○台 トレーラードンプ 20 t ○台	種類 32 t 積 ○台 46 t 積 ○台
	他社の車		10 t 車 ○台 トレーラードンプ 20 t ○台	
1 日当たりの稼働台数		各 40 台×○台 =○台	○台	各 40 台×○台 =○台
1 日平均運搬量		○○ t	○○ t	○○ t

ウ 搬出入路の管理の方法

場内道路及び公道の管理方法について、災害や事故防止の観点から記入すること。

〔記入例〕

(ア)場内道路及び採取場から公道に至るまでの道路等の管理

- 原石運搬路の最大勾配は 10%以内とし、運搬車両の大きさに対応した幅員を確保する。
- 車両及び重機の転落防止のため、場内道路の路肩に土堤及び警告標識等を設置する。
- 車両通行による粉塵の発生を防止するため、毎日 3 回以上、散水車による散水を実施する。
- タイヤ洗い場から公道に接続するまでの場内道路を舗装する。

(イ)採取場近隣の公道の管理

- 運転手に交通ルールを遵守させるため、朝礼時における基本動作の再確認や道路交通法改正時等の講習会実施など、従業員教育を徹底する。
- タイヤの付着土による公道の汚損を防止するため、タイヤ洗い場を設けるとともに、公道出入口までを舗装する。
- 公道取り付け部にミラー等の安全施設を設け、保安員による監視を行い、交通安全を確保する。
- 落石・路面の汚れを防止するため、過積載は行わない。
- 散水車による散水及びロードスqueeperによる清掃を実施する。
- 児童生徒の通学時間帯においてはダンプの走行を避け、万が一走行する場合でも、40 km/h 程度に減速し、安全運転を励行する。
- 周辺住民から苦情が寄せられた場合には、真摯に対応する。

5 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 採取場に隣接する公共の用に供する施設又は建物

採取場の外周を起点に半径 300 メートル以内の範囲に位置する水利施設（農業用水路等をいう。）、公共施設（河川、道路、鉄道、電気、電話、上下水道等の公共インフラをいう。）、教育施設（学校教育法に規定する幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法に規定する保育所等をいう。）、医療施設（医療法に規定する病院又は診療所をいう。）等について、施設等の名称、管理団体名称及び管理責任者を記入すること。

なお、岩石採取により当該施設の機能を損なう可能性を否定できない場合は、施設設置者（管理責任者）の同意書を提出すること。（第 4 関係書類－16 参照）

〔記入例〕

種 類	名 称	管理者
河川	一級河川利根川水系鬼怒川	下館河川管理事務所
送電線鉄塔	〇〇幹線	〇〇電力パワーグリッド株式会社
道路	県道〇〇線	宇都宮土木事務所
教育施設	〇〇市立〇〇小学校	〇〇小学校長

(2) 岩石採取に伴い予想される災害の態様、範囲及び防止のための措置

〔記入例〕

内 容	態 様	範 囲	防止のための措置
岩石の採掘	表土及び土石の流出 法面崩落 転落石の発生	切羽採取場隣接地	○毎朝、作業開始前に、切羽の点検及び浮石除去を行う。 ○採取中の残壁の高さは15m以下とし、勾配は60度以下とする。 ○採掘終了後の最終残壁には、10m毎に幅2m以上の小段を設け、平均勾配が50度以下となるよう成形する。 ○法面崩壊の予兆を確認した場合は速やかに採掘を中止し、立入禁止等の表示を行う。
発破	騒音・飛石・粉塵の発生	切羽採取場隣接地	○飛石発生防止のため、採取場周辺の民家・公共施設から200m以上離れた区域で発破を行う。 ○飛石防止シートを使用し、発破時の飛石・粉塵発生を防止する。 ○地形・地層・地質を考慮した発破計画を策定し、装薬量の適正化を図る。 ○発破予定時刻を遵守し、定められた時間以外の発破は行わない。発破実施に当たっては、見張人を設置し、サイレンによる警告を行うなど、安全確認に万全を期す。

岩石の破碎・選別	騒音・振動・粉塵の発生	破碎・選別施設設置箇所 採取場周辺	○緩衝ゴムやラバースクリーンを使用し、破碎機や選別機からの騒音を低減させる。 ○周辺に人家はなく、騒音問題が発生する可能性は低いですが、早朝夕方以降の操業は行わず、周辺環境の保持に努める。 ○破碎機及びベルトコンベアに散水装置を設置し、粉塵の発生を防止する。
岩石の洗浄等による汚濁水の処理	周辺水域の汚濁	周辺水域	○沈殿池の能力維持のため、3月に1回以上、浚渫及び草の刈り取りを実施する。 ○始業前、正午及び夕方の毎日3回、放流口を点検し、異常を確認した場合は速やかに対策を講じる。
脱水ケーキの処理	粉塵の飛散、汚濁水の流出、堆積物の崩壊	採取場周辺	(埋戻しに使用する場合) ○乾燥後、採掘跡地の埋戻しに使用し、場内での堆積は行わない。 (廃棄物として処分する場合) ○産業廃棄物処分場へ運搬し、廃棄物処理法に則って、適切に処理する。
廃土又は廃石の堆積処理	粉塵の飛散、汚濁水の流出、堆積物の崩壊	採取場周辺	(場内に堆積する場合) ○高さ10m以内、法面25度以下の勾配で堆積する。 ○堆積に当たっては、十分転圧し、転落石や廃土の流出を防止する。 (場内に堆積しない場合) ○全量を砂利採取場跡地の埋土として使用するため、場内での堆積は行わない。

採取跡	土地の崩壊	採取場周辺	○採掘終了跡の最終残壁には、高さ 10m毎に幅 2 m以上の小段を設け、平均勾配は 60 度以下とする。 ○保全区域の表土は 40 度以下の勾配で整形し、亀裂及び流出を防止する。
-----	-------	-------	---

6 岩石の賦存の状況

地質学上の観点を交えながら、岩石の埋蔵状況を具体的に説明すること。

〔記入例〕

○○山系は、碎石に良質な硬質砂岩が広く分布していることで知られる。

とりわけ、当採石場が存在する○○山は、硬質砂岩層の分厚さで知られ、地表面から 2 m 程度は表土であるが、風化岩石の下部は、製品化に適した岩石が分布しており、採石業界としても非常に有望な場所であった。

当社では、昭和○○年にボーリング調査を実施し、標高○○mから○○mの範囲において、砂岩、チャート岩、粘板岩が交互に出現していることが分かった。また、節理のような亀裂も見られず、褶曲・断層等による不安定な形状をなす層も確認されなかった。

また、主として採取する砂岩層の厚さは約○○mで、走向○度E、傾斜はN○度～○度と推定される。

このように、安定した採取を期待できる環境であることから、昭和○○年○月から、当地における岩石採取を行っており、今後も引き続き採取を行うため、今回の申請に至ったものである。

7 採取する岩石の用途

製品名欄には、コンクリート用碎石・道路用碎石といった岩石の用途を記入すること。

石材については、通称名も併せて記入すること。

合計欄は、「2 岩石の種類及び数量」の値と整合させること。

〔記入例(碎石)〕

単位：t

製品名	コンクリート用碎石	道路用碎石	造成材	埋戻し材	合計
数量	590,000	280,000	160,000	20,000	1,050,000

〔記入例(石材)〕

単位：t

製品名	石材（大谷石）	石材（芦野石）	廃土石	合計
数量	2,700	2,700	600	6,000

8 廃土又は廃石の堆積の方法

廃土又は廃石の堆積方法に瑕疵があると、廃土又は廃石が、降雨等により崩壊し、場外流出する可能性があるため、そのようなことがないよう対応策を明記すること。

〔記入例〕

- 十分転圧し、転落石や土壌分の流出を防止する。
- 高さを最大で 10m以内とし、法面は 25 度以下の勾配で堆積する。
- 全量を砂利採取場の埋戻し用に使用するため、廃土廃石は発生しない。

- 廃土廃石は、採取場内の埋立て等を使用するとともに、造成工事等で使用する埋立て用土石として販売するため、場内の堆積は行わない。

9 採取場の埋立て等に関する事項

採取跡地を場内又は場外の土砂等により埋立て等を行う場合に、記載すること。

「第4関係書類－17 埋土の確保状況及び運搬経路を示す書面、18 掘下がり採掘に必要な事項を記載した書面、19 要検査土砂等により埋立て等を行う場合に必要事項を記載した書面」の内容と一致させること。

(1) 跡地利用等

〔記入例(砕石)〕

跡地の利用目的	山林に復元する。	復元レベル	標高〇〇mを基準に、流水勾配を配慮する
---------	----------	-------	---------------------

(2) 埋立て等に関する事項

「備考」欄には、土砂等の発生元（採石場、鉱山、一時堆積場等）及び採石法又は鉱業法等による認可番号等を記入すること。

〔記入例〕

要埋立て面積			〇〇〇〇㎡			
埋立て土砂の確保状況	所在地 (採取場所)	所有者	面積	土砂量	搬入 予定量	備考
	□□町大字△△字 ××12 番地ほか5 筆	(株)〇〇	80,000 ㎡	〇〇〇㎡³	〇〇㎡³	当採石場廃石 土
	□□市大字△△字 ××15 番地ほか 20 筆	(株)〇〇	50,000 ㎡	〇〇〇㎡³	〇〇㎡³	一時堆積場
	□□市大字△△字 ××100 番地ほか 25 筆	(株)〇〇	50,000 ㎡	〇〇〇㎡³	〇〇㎡³	採石場ズリ 栃木県指令工 第〇号
	計				〇〇〇㎡³	
運搬	方法	所有	台数	1 日当 たりの延台 数	1 日平均運搬土量	
	10t ダンプ	自車	〇台	〇〇台	〇〇〇㎡³	
その他埋立て等に関する 事項		「栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する 条例」及び「栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱」 に従い、安全基準を満たした土砂により適切に埋め戻す。				

10 その他

産業廃棄物処理施設との併用、土砂条例の規定に基づく特定事業の実施及び盛土規制法の規定に基づく土石の堆積等の実施について、有無のいずれかを選択し、有の場合は、関係許可証及び附属書類を添付すること。

〔記入例〕

産業廃棄物処理施設との併用の有無

有 ・ 無

土砂条例の規定に基づく特定事業の実施の有無

有 ・ 無

盛土規正法に基づく土石の堆積等の有無

有 ・ 無

11 最終的な採掘終了時の採取跡の措置

採掘終了後の岩石採取場跡地が放置され、災害等が発生することのないよう、必要な措置を記入すること。

〔記入例〕

- 採取跡は、森林法の林地開発計画に基づき、洪水調整池を設置できるよう計画レベルまで埋立て等を実施した後、緑化・植栽を施し、山林に復元する。
- 一時堆積した廃土石は埋立て等に使用し、脱水ケーキは産業廃棄物処分場へ運搬するため、廃土・廃石・脱水ケーキの恒久堆積は行わない。

第4 関係書類

1 連帯保証書（採石要綱第2条第2項）

岩石の採取に伴う災害防止及び採取計画の履行に係る連帯保証書を提出すること。
連帯保証人の資格を有するのは、次のアからウまでに掲げるいずれかの者である。

ア 栃木県砕石工業協同組合

イ 栃木県陸砂利採取業協同組合

ウ 県内に認可を受けた岩石採取場を有する採石業者2者

2 位置図（施行規則第8条の15第2項第1号）

縮尺 50,000 分の 1 の地形図に、採取場の位置、採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道・県道にいたるまでの岩石の搬出の経路を朱記すること。

3 見取図（施行規則第8条の15第2項第2号）

次のとおり作成すること。

ア 岩石採取場の外周を起点に半径 300 メートルの円を描画し、その範囲に位置する人家、農地、水利施設（農業用水路等をいう。）、公共施設（河川、道路、鉄道、電気、電話、上下水道等の公共インフラをいう。）、教育施設（学校教育法に規定する幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等をいう。）、児童福祉施設（児童福祉法に規定する保育所等をいう。）、医療施設（医療法に規定する病院又は診療所等をいう。）等を明示すること。

イ アの施設のうち、岩石の採取により当該施設の機能を損なう可能性を否定できないものについては、施設設置者（管理責任者）の同意書を提出すること。

（第3採取計画認可申請書の記載方法－5(1)採取場に隣接する公共の用に供する施設又は建物参照）

4 実測平面図（施行規則第8条の15第2項第3号）

採取場の区域を朱線で囲み、切羽、堆積場、破碎・選別施設及び調整・沈殿池等の位置を明示すること。

(1) 内訳（採石要綱第4条第1号）

実測平面図（岩石採取場の区域に係る土地の実測平面図をいう。）は、計画平面図、現況平面図、全体計画図、求積図及び求積計算書をいう。

ア 計画平面図

当該申請に係る採掘範囲を明示した図面であって、申請期間に採取された後の状況を示したもの

イ 現況平面図

当該採取場の申請時の現況を示したもの

ウ 全体計画図

当該申請を含め、当該採取場における全ての採取を終了した後の状況を示したもの

エ 求積図及び求積計算書

ア、イ及びウをもとに、採取区域の面積を計算し、その計算過程を示したもの

(2) 計画平面図、現況平面図及び全体計画図の作成方法

次のとおり作成すること。

ア 縮尺ほか

原則として、縮尺 500 分の 1 の地図に等高線を記入すること。ただし、採取面積（実測）が 5 ha を超える場合は、縮尺 1,000 分の 1 も可とする。

イ 表示項目、物件ほか採取場の区域、保全区域、隣接地との境界及び岩石の搬出経路を明示すること。

また、可能な限り周囲の状況についても表示すること。

(3) 求積図及び求積計算書の作成方法

ア 求積図

面積計算に用いる座標、計算線を図示した上で、全体面積のみならず、「採取区域」、「保全区域」、「破碎・選別施設」、「調整・沈殿池」等、用途区分ごとの面積について作成すること。

また、縮尺・採取場の区域は、平面図と一致していること。

イ 求積計算書

求積図における測量係数をもとに計算した内容（面積に係る計算式）を記載すること。（求積図余白部分への記載可）

5 実測縦断面図及び実測横断面図（施行規則第 8 条の 15 第 2 項第 4 号）

(1) 内訳（採石要綱第 4 条第 2 号）

実測縦断面図及び実測横断面図の内訳は、次のとおりとする。

ア 実測縦断面図

イ 実測横断面図

ウ 岩石の採取数量計算書

(2) 実測縦断面図及び実測横断面図の作成方法

次のとおり、縮尺 500 分の 1（深さにあつては、50 分の 1）の掘削又は切土に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図を作成すること。申請面積が、5 ha（実測）を超える場合は、縮尺 1,000 分の 1 でも可とする。

ア 採取区域の全体的な地形が把握できるよう配慮して作成すること。

イ 縦断線が、採取場（採取区域）の中心地点にかかるように記載すること。全体的な地形を把握する上で必要な場合には、複数の縦断線を設定し、それぞれについて縦断面図を作成すること。

ウ 水準杭、現況地盤面、計画地盤面、埋立て計画面（埋立ての予定がある場合に限る。）、境界及び保全距離を記入すること。

エ 横断面図には、センター部分、横断線の位置及び断面積も併せて記入すること。

(3) 採取数量計算書の作成方法

採取される岩石の数量を計算した計算式を記載すること。合計採取量のみならず、内訳（製品種別・廃土石の別）についても、算出方法を明記すること。

また、計算の方法は、採取場等の地形を考慮し正確に算出される方法であるものとする。

6 採石業者の登録を受けていることを示す書面（施行規則第8条の15第2項第5号）

都道府県知事が発行した採石業者の登録通知書の写しを提出すること。

ただし、栃木県知事の登録を受けている採石業者は、添付を省略することができる。

7 監督計画書（施行規則第8条の15条第2項第6号）

採石要綱別記様式第4号により作成すること。

ア 緊急時の連絡先

連絡可能な住所、電話番号（事務所責任者及び業務管理者の自宅又は携帯電話）を記入すること。

イ 業務管理者

事務所に置く業務管理者として登録した者を記入すること。

ウ 監督指導計画

施行規則第8条の6及び下記の記入例を参照すること。

採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）

（業務管理者の職務）

第8条の6 法第32条の12第1項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。
- 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第34条の2の帳簿の記載及び法第42条の報告について監督すること。
- 五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

〔記入例〕

監督指導計画	1 採取計画の作成及び変更に参加する。 2 岩石採取において認可採取計画に従って岩石の採取が行われるよう従業員等に対し計画内容に関する指示を毎日行い、履行状況を常時監督する。 3 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する保安教育を週に1度以上実施する。 4 採取場からの採取実績、監督した時間、土砂処理状況、災害防止の内容等を帳簿に記載するとともに、法規等に定められた報告について監督する。 5 災害が発生した場合は速やかにその原因を調査し、その対策を講ずる。 6 従業員に対し、さし枠取付け・過積載の禁止、積載物の落下防止のためのシート着用等の教育及びその監督を行い、関係法令の遵守に万全を期す。
--------	--

エ その他

採石業務管理者試験合格証（写し）を提出すること。

ただし、栃木県知事の交付した採石業務管理者試験合格証については、添付を省略することができる。

8 岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面（施行規則第8条の15第2項第7号）

(1) 必須書類

ア 登記事項証明書〔自社所有・他人所有〕

採取計画書に記載された全ての土地について、申請前3か月以内に発行された登記事項証明書を提出すること。

登記事項証明書は、登記所（宇都宮地方法務局及びその支局等）が発行した全部事項証明書に限り、その写しは不可とする。

イ 土地使用契約書等（写し）〔他人所有〕

採取計画書に記載された土地のうち、申請者の所有する土地以外の全ての土地について、採取の権原（地権者の同意等）を有することを証する書類の写しを提出すること。

契約書等の作成に当たっては、契約年月日、契約物件、契約者（共有地にあつては共有者全員の氏名）、契約期間及び契約の条件等を明記し、疑義が生じないよう正確かつ客観的な記載を心がけること。

申請者が法人であつて、その代表者個人が所有する土地を採取する場合も、契約書等の提出が必要となるので、注意すること。

ウ 採取予定地に権利を有する第三者の同意書等〔自社所有・他人所有〕

採取予定地に、申請者又は所有者以外の第三者の権利（抵当権、賃借権等）が設定されている場合は、当該第三者の同意書等を提出すること。

(2) 名義人と権利者が異なる場合の特例

登記簿上の所有者（名義人）と実際の所有者又は契約者等（権利者）が異なる場合は、次の書類を提出することにより、採取権原を推定することができる。

しかし、たとえこれらの書類が整った場合であっても、ほかに真の所有者が存在する可能性を排除できない場合は、権原不存在を理由に不認可となる可能性もあるので注意すること。

ア 売買後所有権移転登記が未了の場合 当該土地売買等に係る契約書（写し）

イ 被相続人死亡後相続人への所有権移転登記が未了の場合

相続関係を説明する家系図、被相続人及び相続人の戸籍謄本（謄本の写し不可）、相続権を有する者全員の岩石採取に対する同意書等

ウ 採取地が共有地であつて、共有者のうちの代表者が契約を行う場合（イにおいて、相続人の代表者が岩石採取に係る契約を行う場合も含む。）

代表者以外の共有者全員が、岩石採取に係る契約を当該代表者に委任したことを証する書面

(3) 採取区域に法定外公共物（赤道・青地）が含まれる場合の特例

公図上に存在する赤道や青地は公有地であり、現況を問わず、採取に当たっては必ず払下げを受けること。

ただし、土地の掘削の有無に応じ、以下の書類が提出された場合には採取を認めることがある。

ア 土地の掘削を伴わない場合

破碎・選別施設や搬出入路の区域に法定外公共物が含まれる場合に、法定外公共物占有許可を受けたときは、当該許可等を受けたことを示す書面（写し）

イ 土地の掘削を伴う場合

実際に岩石を掘削する区域に法定外公共物が含まれる場合は、法定外公共物占有許可書のほか、法定外公共物の敷地内における産出物の採取許可を受け、当該許可を受けたことを示す書面（写し）

9 関係法令の処分関係書面（施行規則第8条の15第2項第8号）

岩石の採取に際し、農地転用許可（農地法）又は林地開発許可（森林法）等関係法令の許可、認可その他の処分が必要となる場合は、当該許認可を行う行政庁が発行した許可書等の写し又は当該行政庁に提出した申請書等の写し（提出先の受付印があるもの）を提出すること。

破碎・選別施設を産業廃棄物の中間処理施設と併用する場合（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、岩石採取場の敷地内に一時堆積場を設置する場合（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例）及び岩石採取場の敷地内において認可を受けた岩石採取計画に定めのない土石の堆積等を実施する場合（盛土規制法）も、同様とする。

10 岩石の運搬経路図（施行規則第8条の15第2項第9号）

岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国・県道に至るまでの岩石の運搬経路を朱記した地図を作成すること。経路の選定に当たり、市町への道路使用届又は通行協議等が必要な場合は、道路使用届（提出先の受付印があるもの）又は当該協議書等も提出すること。

なお、位置図又は見取図等に、国・県道の位置及び当該岩石採取場から国・県道に至るまでの岩石の運搬経路を朱記した場合は、作成を省略することができる。

11 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面

（施行規則第8条の15第2項第10号）

採取計画に定められている法面保護工事、植栽等の採取跡における災害の防止の措置の実施に必要な工事費用と、その工事費用の確保の方法が記載されている書面（様式任意）を提出すること。（平成18年4月20日付け18資燃部第19号経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部長通知参照）

資金計画の例

1 採取跡における災害の防止のための工事費用（採取計画に定められている工事）

（工事単価） （工事量） （工事費用）

ベンチ法面保護工事 $\triangle\triangle\triangle$ 千円 $\times$ $\square\square$ m² = $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

ベンチ植栽 $\triangle\triangle\triangle$ 千円 $\times$ $\square\square$ m² = $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

採取跡の充填 $\triangle\triangle\triangle$ 千円 $\times$ $\square\square$ m³ = $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

排水溝敷設 $\triangle\triangle\triangle$ 千円 $\times$ $\square\square$ m = $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

合 計 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

2 必要資金確保の計画

上記 1 に必要な資金の確保の方法

① 自己資金 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

② 借入金 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

③ 採石災害防止準備金制度による積立金 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

合 計 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 万円

12 土壌汚染対策法等環境関係法令により届出をした施設等の届出書の写し

（採石要綱第 4 条第 4 号ア）

公害規制法令又は環境法令に係る届出が必要な場合は、当該届出書の写し（提出先の受付印があるもの）を提出すること。

ここに、代表的な届出を記す。ただし、必要な届出は、これらに限られるものではないので、申請の都度法令所管課に確認すること。

ア 土地の形質変更届（土壌汚染対策法）

イ 一般粉じん発生施設設置届

（大気汚染防止法・栃木県生活環境の保全等に関する条例）

ウ 特定施設設置届

（水質汚濁防止法・振動規制法・栃木県生活環境の保全等に関する条例）

エ 特定建設作業実施届（騒音規制法・栃木県生活環境の保全等に関する条例）

13 公図の写し（採石要綱第 4 条第 4 号イ）

以下のとおり作成した公図（登記所備え付けの地図をいう。）又は公図に準ずる地図の写しを提出すること。

ア 方位及び縮尺を記入し、岩石採取場の区域を朱線で囲むこと。

イ 岩石採取場の区域及び当該採取場に隣接する全ての土地に関し、所有者、地番、地目及び地積を記入すること。

ウ 転写場所（法務局又はその支局等の名称）、転写日及び「公図写しに相違ない」旨の文言を付したものであること。

14 排水処理の方法を明らかにした書面（採石要綱第4条第4号ウ）

汚濁水、場内の降雨水・湧水、廃土又は廃石の堆積場からの排出水等の処理方法を明らかにした書面を提出すること。

15 取水及び放流に係る水利権者等の同意書（採石要綱第4条第4号エ）

河川、水路等から取水し、又は河川、水路等に放流する場合には、当該河川、水路等における水利権者及び漁業権者の同意書の写しを提出すること。

16 公共施設の管理者の同意書（採石要綱第4条第4号エ）

岩石採取場の外周から300メートル以内に水利施設その他公共施設が位置しており、岩石採取により当該施設の機能を損壊する可能性を否定できない場合には、施設設置者（管理責任者）の同意書を提出すること。（第3－5(1)参照）

これまでの審査において、同意書の提出を求めた公共施設は次のとおりとなるので、採取計画立案の参考にすること。

ア 水利施設（土地改良区等との間で岩石採取全般に係る協議を行っている場合は、提出不要）

イ 河川及びその堤防（河川法適用の有無を問わないが、横断可能な水路は除く。）

ウ 道路又は鉄道の盛土

エ 鉄道の軌道敷

オ 鉄道高架橋（新幹線を含む。）

カ 電柱、送電線の鉄塔等

なお、管理者名義の同意書の提出が困難な場合は、管理者との協議記録を作成し、提出すること。

17 埋土の確保状況及び運搬経路を示す書面（土砂要綱第3条第3項第2号）

岩石採取場内の埋立て等を行う場合は、次の書類を提出すること。

なお、掘下がり採掘箇所の埋立てについては「18 掘下がり採掘に必要な事項を記載した書面」を、要検査土砂等による埋立て等を行う場合は「19 要検査土砂等により埋立て等を行う場合に必要な事項を記載した書面」を併せて参照すること。

(1) 埋土の確保状況を示す書面

ア 当該採取場で発生する廃土石により埋立てる場合

廃土石発生量計算書

イ 埋立て等のための土砂等を購入し、又は無償で譲り受けるとき

土砂の所有者と申請者の間で締結した売買契約書等

ウ ア及びイに掲げる場合において、埋立て等で使用する土砂等の所在地が、砂利採取法による認可を受けた洗浄施設、採石法による認可を受けた岩石採取場、鉱業法による施業案の認可を受けた鉱山であるとき

砂利採取法、採石法又は鉱業法による認可書等の写し

(2) 埋土の運搬経路を示す書面

埋土の採取場及び当該岩石採取場等の位置を明示し、運搬経路を朱記した地図を作成すること。「10 岩石の運搬経路図」との兼用可とする。

18 掘下がり採掘に必要な事項を記載した書面（採石要綱第4条第4号オ）

砕石用原石の採掘に関し、掘下がり採掘（基準地盤面以下の方に凹地状に行う採掘をいう。）を行う場合は、次の書類を提出すること。

ア 掘下がり採掘が周辺に及ぼす影響について検討した書面

ボーリング調査等に基づき、掘下がり採掘予定区域及びその周辺の地質や地下水の状況を明らかにするとともに、採掘による周囲への影響の有無及び程度について検討したもの

イ 掘下がり採掘による岩石採取量計算書掘下がり採掘箇所の採取量計算書

ウ 掘下がり採掘工程表（採石要綱別記様式第5号）

掘下がり採掘開始から終掘、埋戻し完了に至るまでの採掘及び埋戻し工程について、記載したもの

エ 埋土の確保状況及び運搬経路を示した書面

「17 埋土の確保状況及び運搬経路を示す書面」参照のこと。

オ 採取終了後の跡地利用計画等を明らかにした書面

掘下がり採掘終了後の整地計画、跡地利用計画を明らかにしたもの

カ 掘下がり採掘の跡地の埋戻しに関する保証書

「1 連帯保証書」とは別に、当該連帯保証人による掘下がり採掘の跡地の埋戻しに特化した連帯保証書を提出すること。

19 要検査土砂等により埋立て等を行う場合に必要な事項を記載した書面

岩石採取場の埋立て等を要検査土砂により行う場合は、「17 埋土の確保状況及び運搬経路を示す書面」のほか、次の書類を提出すること。

(1) 使用する土砂等の採取場所ごとに埋立て等を行う区域を記載した計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図（土砂要綱第3条第3項第1号）

要検査土砂による埋立て等を行う場合は、使用する土砂等の採取場所ごとに要検査土砂による埋立てを行う区域を記載した計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図を提出すること。

また、計画平面図には、要検査土砂による埋立て等を行う区域の求積図、面積計算書を添付すること。

(2) 岩石採取場の埋立て等に使用する土砂等の予定量に係る計算書

（土砂要綱第3条第3項第3号）

計画平面図、計画縦断面図、計画横断面図をもとに、埋立て等に必要な土砂等の量を計算した書類を添付すること。

(3) 採取場の埋立て等を改良土等により行う場合における廃棄物処理法所管行政庁への確認書

（土砂要綱第3条第3項第4号）

採取場の埋立て等を改良土等により行う場合は、当該改良土等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物に該当しないことについて、当該埋立て等を行う採取場の所在地を管轄する廃棄物処理法所管行政庁へ確認したことを示す書面等を提出すること。

20 大谷石採取に伴う誓約書

大谷石の採取に当たっては、大谷地区の安全対策等に関して行政機関等が実施する事業及び諸調査に対し、積極的に参加・協力する旨の誓約書を提出すること。

21 その他参考となる事項を記載した書面

下記の書類が存在する場合は、提出すること。

- (1) 私道等の通行に関する同意を示す書面
- (2) 提出書類確認表

第5 よくある質問と答え

よくある質問とその答えをまとめました。

申請全般についてはQ 1～Q 6に、土砂全般についてはQ 7～Q 9に記載しています。

- Q 1 採取計画の変更
- Q 2 採取終了時の手続
- Q 3 採取休止時の手続
- Q 4 採取区域の一部除外について
- Q 5 採石場の他目的利用について
- Q 6 公図における隣接者表記について
- Q 7 要検査土砂と検査不要土砂について
- Q 8 要検査土砂搬入時の手続
- Q 9 一時堆積場から土砂を搬入する場合の手続

Q 1 採取計画を変更するにはどうしたらよいか。

A 1 認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、採取計画の変更の認可を申請することにより、計画を変更することができます。

また、軽微基準に該当する事項であれば、「軽微な変更届書」を提出することで採取計画を変更することができます。

ただし、変更理由の存否及び軽微基準の該当性の判断は、個別具体的な判断を要するため、想定どおり採取計画の変更が認められるとも限りませんので、計画変更の可能性が生じた場合は、早めに鉱政担当まで相談願います。

(1) 変更認可申請の場合

採取区域の拡張、採取予定量の増加を計画する場合等は、変更認可の申請が必要となりますので、下記の書類を提出してください。

- ア 採取計画変更認可申請書（採石要綱別記様式第8号）
- イ 変更事項を反映した採取計画書（同上）
- ウ 連帯保証書
- エ その他

「ア採取計画変更認可申請書」については、変更箇所が分かるよう新旧対照表方式で作成してください。

提出書類確認表に掲載の書類のうち、採取計画の変更により内容に変更が生じる場合は、その書類や図面も提出してください。

(2) 軽微な変更の場合

岩石の採取に支障がなく、新たな災害発生のおそれがない行為については、下記のとおり変更届を提出することで、採取計画を変更することができます。

- ア 採取計画の変更届書（採石要綱別記様式第9号）
- イ その他

「ア採取計画の変更届書」については、変更箇所が分かるよう新旧対照表方式で作成してください。

提出書類確認表に掲載の書類のうち、採取計画の変更により内容に変更が生じた場合は、その書類や図面も提出してください。

岩石の採取計画の軽微な変更に関する事項を定める基準

第2 総則

岩石の採取計画（以下「計画」という。）に定める事項の変更が、第3に掲げる事項であって、当該計画における岩石の採取（当該岩石の採取を行う場所で当該岩石の採取に付随して行う岩石の破碎・選別及び破碎した岩石の洗浄を含む。以下同じ。）に関する行為に支障がなく、かつ、新たに災害が発生するおそれがないものであること。

第3 軽微な変更に関する事項

- 1 運搬経路（搬出入路を含む。）の変更など、採取区域、採取量及び採取方法の変更を伴わない部分的な変更であること。
- 2 岩石の採取のための機械・設備を更新すること又は設置台数を減らすこと（災害の防止能力が低下しない場合に限る。）。
- 3 移動式破碎・選別・洗浄施設の稼働範囲を変更すること。
- 4 採取場の埋立て等に使用する土砂等の増加を伴わない変更であって、埋立て等に伴う災害発生のおそれがないものであること（栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱第4条第2項関係）。
- 5 岩石採取場の区域内において、以下の行為を行うこと。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく許可を受けて、岩石の破碎・選別施設を廃棄物処理施設として併用すること（当該廃棄物処理に係る保管施設等の設置を含む。）。
 - (2) 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）又は当該条例と同等の趣旨で制定した市町の条例に基づく特定事業の許可等を受けて、土砂等を堆積すること（当該堆積に係る設備等の設置を含む。）。
 - (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく許可等又は当該法律と同等の趣旨で制定した条例に基づく許可等を受けて、土石を堆積すること。
 - (4) 上記(1)、(2)及び(3)のほか、岩石の採取に関する行為以外の行為を行うこと（当該行為のための設備等の設置を含む。）。ただし、法令の規定に基づく許認可等を要する場合は、当該許認可等を受ける見込みが十分にあるものに限る。

Q2 岩石採取を終了する場合、どのような手続が必要か。

A2 岩石採取を終了する場合は、岩石採取の廃止届を提出する必要があります。

岩石採取場は大変危険であり、採掘終了時においてもその危険性は減じられるものではありません。そのため、岩石採取場の廃止に当たっては、災害防止措置が講じられ、かつ、第三者の立入禁止措置が講じられている必要があります。

具体的には、採取跡地の植林、調整池の確保、採取場出入口及び調整池における防護柵等の設置が求められますので、廃止に当たってはこれらの措置を講じた後、工業振興課の現地調査を経た上で、廃止届を提出してください。

なお、岩石採取に当たり林地開発許可等を取得している場合は、樹勢の回復に当たり森林法所管課の指導を受けてください。

また、坑内掘りによる岩石採取を終了する場合は、上記廃止届のほか、岩石採取場の実測平面図、実測縦断面図及び実測横断面図の提出が必要です。

Q 3 岩石採取を一時的に休止したい。どのような手続が必要か。

A 3 採取期間内に岩石採取を休止する場合は、休止届を提出する必要があります。

廃止時同様、採取場は大変危険であり、休止中においてもその危険性は減じられるものではありません。そのため、岩石採取場の休止に当たっても、災害防止措置が講じられ、かつ、第三者の立入禁止措置が講じられている必要があります。

休止に当たっては、一定の災害防止措置のほか、採取場出入口及び調整池における防護柵等の設置が求められますので、休止に当たってはこれらの措置を講じた後、工業振興課の現地調査を経た上で、休止届を提出してください。

なお、採取期間満了後も休止を継続する場合は、岩石採取場の廃止を検討願います。

Q 4 採取場の未利用地を返還するよう地主から求められた。採取区域から除外したい。

A 4 岩石採取場の災害防止対策上、支障のない土地については、工業振興課の現地調査実施後、廃止届を提出することにより採取区域から除外することができます。

Q 5 採石場の他目的利用について。

A 5 採石法は、岩石の採取に伴う災害の防止を目的に制定され、岩石の採取に当たっては、知事が認可した岩石採取計画に従って行わなければならないことから、一般に採石場における岩石採取以外の行為を想定していません。

一方、憲法や民法で、土地所有者の財産権・所有権の行使や営利法人の事業活動の自由が認められている以上、採石法を根拠に、土地利用形態そのものを規制することはできないものと考えます。

このような観点から、採石場は原則として採石行為を行う場所と解しつつ、たとえ、岩石の採取に関係のない行為であったとしても、当該計画における岩石の採取（当該岩石の採取を行う場所で当該岩石の採取に付随して行う岩石の破碎・選別及び破碎した岩石の洗浄を含む。以下同じ。）に関する行為に支障がなく、かつ、新たに災害が発生するおそれがない行為であれば、必ずしも禁止する必要はないといえます。

しかし、具体的にどの行為が、岩石採取に支障がなく、災害発生のおそれがないといえるかの判断は困難であり、個別判断せざる得ない状況です。したがって、採石場で採石行為以外での利用を計画する場合は、あらかじめ相談願います。

なお、稼働中の岩石採取場は、採取の進捗状況により日々形状が変化し、高低差や急傾斜地、不安定な地盤を有する等、大変危険な場所であり、災害や事故が発生するおそれを常にはらんでいることから、第三者の立入りの禁止を徹底する必要がある、立入検査もその観点に立って実施しております。このため、採石場における不特定多数の第三者の利用が想定される観光利用は望ましくないものと考えます。

Q 6 隣接同意書の添付が不要でも、公図の写しに隣接地権者の記入を求める理由は何か。

A 6 岩石採取場の隣接地は、岩石採取に伴う災害の危険性に最も曝される可能性のある土地であり、災害発生時において迅速な対応をとるためにも、工業振興課において所有者等の情報を把握しておく必要があります。

もとより岩石採取に当たり周辺住民の理解を得ることは当然であり、とりわけ隣接地権者の協力が得られない中での採取は想定しがたく、同意書添付の如何を問わず、事業者は隣接地権者の氏名・住所・連絡先等を把握しており、隣接者の氏名等の公図明記を求めたとしても実質的な負担はないものと考えておりますので、御理解と御協力をよろしく願います。

Q 7 要検査土砂とは何か。具体的には何が要検査土砂に該当するのか。

A 7 県では、埋立て等に使用する土砂を検査不要土砂と要検査土砂の2種類に区分し、要検査土砂による埋立て等を行う場合は、その安全性を担保するため、搬入前後に検査をお願いしています。検査不要土砂と要検査土砂の内訳は次のとおりです。

検査の有無	埋立て等に使用する土砂の種類	備考
検査不要土砂	ズリ 廃土石	認可岩石採取場石灰・けい石の鉱山（金属系不可）
	還元土石	砂利洗浄施設
要検査土砂 (5,000 m ³ 毎に検査)	一時堆積場 (ストックヤード)	
	建設残土	公共建設発生土等
	改良土等	廃棄物処理法所管行政庁へ「産業廃棄物に該当しない」ことを確認したものに限る。

検査不要土砂、要検査土砂を問わず、採取計画書の「9 採取場の埋立て等に関する事項」において、埋立て等に使用する土砂の確保状況を説明する必要があるので、忘れずに記入してください。

Q 8 要検査土砂による埋立て等を行う場合の手続きを知りたい。

A 8 要検査土砂による埋立て等を行う場合に必要となる手続きは以下のとおりです。

採取場への土砂の搬入時→**埋立て中**→**埋立て等完了時**の各段階で、それぞれ以下の書類が必要となります。

(1) 採取場への土砂の搬入時における搬入前検査（土砂要綱第4条第2項）

要検査土砂を岩石採取場に搬入しようとするときは、5,000 m³ごとに搬入届等を作成し、搬入前までに工業振興課鉱政担当まで提出してください。

- ア 土砂等搬入届（土砂要綱別記様式第1号）
- イ 要検査土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（土砂要綱別記様式第2号）
- ウ 要検査土砂等に係る試料を採取した地点の位置図
- エ 要検査土砂等に係る試料を採取した状況を撮影した写真
- オ 検査試料採取調書（土砂要綱別記様式第3号）
- カ 計量証明書（計量法第110条の2第1項の規定による証明書）

(2) 埋立て中における定期検査（土砂要綱第5条）

要検査土砂による埋立て等を開始した日から6月ごとに定期検査を実施し、6月経過後2週間以内に次の書類を提出してください。要検査土砂による埋立てが6月以内に終了する場合、定期検査の実施は不要です。

検査方法については、水質検査又は地質検査いずれかの検査方法を選択して差し支えありません。

- ア 水質検査等報告書（土砂要綱別記様式第4号）
- イ 土砂等による埋立て等状況報告書（土砂要綱別記様式第5号）
- ウ 水質検査または地質検査の試料を採取した地点の位置図
- エ 水質検査または地質検査の試料の採取の状況を撮影した写真
- オ 検査試料採取調書（土砂要綱別記様式第3号）
- カ 計量証明書（計量法第110条の2第1項の規定による証明書）

(3) 埋立て等完了時における完了検査（土砂要綱第6条）

要検査土砂等による埋立て等が完了したときは、完了検査を実施してください。検査対象区域は、要検査土砂等による埋立てを行った区域のみです。表土仕上げ・整地まで行う必要はありません。完了検査には工業振興課職員が立ち会うので、要検査土砂による埋立てが完了の目処がついた段階で、工業振興課鉱政担当まで連絡願います。

定期検査同様、水質検査又は地質検査いずれかの検査方法を選択して差し支えありません。

検査結果については、次の書類により報告してください。

- ア 土砂等による埋立て等完了報告書等（土砂要綱別記様式第6号）
- イ 水質検査または地質検査の試料を採取した地点の位置図
- ウ 水質検査または地質検査の試料の採取の状況を撮影した写真
- エ 検査試料採取調書（土砂要綱別記様式第3号）
- オ 計量証明書（計量法第110条の2第1項の規定による証明書）

Q9 一時堆積場を経由して土砂を搬入する場合の検査方法について教えてほしい。

- A9 建設発生土等を埋立て等に使用する場合、岩石採取の工程と無関係に公共工事が行われることから、ストックするための一時堆積場等を経由して岩石採取場に搬入することが考えられます。

次のいずれかに該当する場合は、一時堆積場を土砂の採取場所とみなし、大元の土砂発生場所で発行された土砂等発生元証明書、検査試料採取調書及び計量証明書の添付を省略できる場合があります。

ア 大元の土砂発生場所で発行された土砂等発生元証明書、検査試料採取調書及び計量証明書が存在しており、定期検査が行われている場合

イ スtockヤード登録制度の登録を受けている堆積場所である場合

ウ 小規模な土石の堆積であって、区分堆積が行われている場合

なお、原則のとおり、大元の土砂発生場所で発行された土砂等発生元証明書、検査試料採取調書及び計量証明書を添付することもできます。申請前に工業振興課鉱政担当まで相談するようにしてください。

Q10 採取場内に RC 製品等の製品を堆積する際に手続きは不要か。

A10 盛土規制法所管課に相談し手続きの有無を確認してください。

Q11 採取場内に場外土砂等を堆積したい。

A11 認可を受けた岩石採取計画に記載された土砂等ではない場合には、土砂条例又は盛土規制法の手続きが必要になります。所管課に手続きの有無を確認してください。

第6 提出書類確認表

No.	書類名	添付 有無
-	栃木県収入証紙 又は 申請手数料の納付完了画面（写）	■
-	提出書類確認表	■
1	採取計画（変更）認可申請書・岩石採取計画書	□
2	連帯保証書※	／
3	採石業者の登録を受けていることを示す書面	□
4	監督計画書	□
5	業務管理者試験合格証の写し	□
6	採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面	□
7	関係法令の処分関係書面	□
8	取水及び放流に係る水利権者等の同意書	□
9	土壌汚染対策法等環境関係法令により届出をした施設等の届出書の写し	□
10	公共施設の管理者の同意書※	／
11	位置図	□
12	見取図	□
13	岩石の運搬経路図	□
14	岩石の採取数量計算書	□
15	登記事項証明書（全部事項証明書）※	／
16	契約書等	□
17	現況平面図	□
18	計画平面図	□
19	全体計画図	□
20	実測縦断面図	□
21	実測横断面図	□
22	求積図	□
23	求積計算書	□
24	公図の写し	□
25	排水処理の方法を明らかにした書面	□
26	大谷石採取に伴う誓約書	□
27	私道等通行同意書	□
28	その他（ ）	□
（埋土の確保状況及び運搬経路を示す書類）		
29	廃土石発生量計算書	□
30	契約書等	□
31	埋土確保地に係る認可書等（写）	□
32	運搬経路図	□
（掘下がり採掘に必要な事項を記載した書面）		
33	周辺に及ぼす影響について検討した書面	□
34	岩石採取量計算書	□
35	採掘工程表	□
36	連帯保証書	□
（要検査土砂等により埋立て等を行う場合に必要事項を記載した書面）		
37	計画平面図	□
38	計画縦断面図	□
39	計画横断面図	□
40	岩石採取場の埋立て等に使用する土砂等の予定量に係る計算書	□
41	埋立て等を改良土等により行う場合における廃棄物処理法所管行政庁への確認書	□
※別途、原本の郵送等による提出が必要な書類		
	連帯保証書	□
	登記事項証明書（全部事項証明書）	□
	公共施設の管理者の同意書	□
	その他（ ）	□
添付書類の数		2